

	平成14年	2月	1日	四運自公第58号
一部改正	平成17年	2月	24日	四運自公第27号
一部改正	平成25年	11月	1日	四運自公第22号
一部改正	令和2年	3月	18日	四運自公第30号
一部改正	令和4年	2月	10日	四運自公第16号
一部改正	令和6年	3月	26日	四運自公第61号
一部改正	令和8年	3月	25日	四運自公第35号

公 示

一般旅客自動車運送事業（個人タクシー事業及び一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）
の新規許可申請等に対する法令試験の実施要領について

一般旅客自動車運送事業（個人タクシー事業及び一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）（以下「事業」という。）の新規許可申請等について、申請者が当該事業の遂行に必要な道路運送法等関係法令の知識を有するか否かの審査・判断をするための法令試験を実施することとし、下記のとおり実施要領を定めたので公示する。

四国運輸局長 波多野 肇

記

1 試験の実施時期等

法令試験は、許可申請書等を受理した日以降、適宜実施する。

ただし、地方公共団体から運行を受託して行う一般乗合旅客自動車運送事業（地域公共交通会議等案件に限る。）の新規許可の際の法令試験については、別紙のとおり実施することも可能とする。

なお、実施日時、場所等については、実施予定日の7日前までに申請者あて通知する。

2 対象者

法令試験の対象者は、以下の申請を行う申請者本人（申請者が法人である場合は、許可又は認可後、申請する事業に専従する役員のうち、1名以上）とし、試験当日の開始前に、当該申請に係る受験者が申請者本人であることを運転免許証、個人番号カード、パスポート等（以下「運転免許証等」という。）の提示により確認する。

- （1）事業の新規許可申請（一般乗用旅客自動車運送事業者による区域運行の態様に限定した一般乗合旅客自動車運送事業の新規許可申請を除く。）

- (2) 事業の譲渡譲受認可申請（譲受人が同種別の事業を営んでいる場合を除く。）
- (3) 事業の合併、分割又は相続認可申請（存続法人若しくは相続人が同種別の事業を営んでいる場合を除く。）
- (4) 区域運行の態様に限定して許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者による他の運行の態様の追加に係る事業計画変更認可申請

3 出題範囲及び設問形式等

(1) 出題範囲

- ① 道路運送法
- ② 道路運送法施行令
- ③ 道路運送法施行規則
- ④ 旅客自動車運送事業運輸規則
- ⑤ 旅客自動車運送事業等報告規則
- ⑥ 道路運送車両法
- ⑦ 自動車事故報告規則
- ⑧ その他一般旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等

(2) 設問方式

○×方式とする。

(3) 設問数

30問とする。

(4) 試験時間

40分とする。

(6) 合格基準

正解率80パーセント以上の成績とする。

ただし、受験者が2名以上の時は、受験者の少なくとも1名以上が合格基準を満たしている場合に合格とする。

4 試験の結果

試験終了後に合否を発表する。

ただし、1ただし書きに定める場合及び5に定める再試験の場合は後日通知する。

5 再試験

初回の試験において合格基準に達しなかった場合は、後日再試験を実施する。

6 その他

- (1) 自動車六法又は関係法令条文のみ印刷された書類のみ持込みを認める。
- (2) 試験当日、受験者は筆記用具の他、運転免許証等本人であることが確認できるものを持参することとする。

附 則 （平成14年2月1日 四運自公第58号）

1 この実施要領は、平成14年2月1日から適用する。

2 「一般貸切旅客自動車運送事業の新規許可申請者に対する法令試験の実施要領について」（平成12年12月22日付け四運自公第54号）は、平成14年1月31日限りで廃止する。

附 則 （平成17年2月24日 四運自公第27号）

1 この実施要領は、平成17年3月1日から適用する。

附 則 （平成25年11月1日 四運自公第22号）

1 この実施要領は、平成25年11月1日から適用する。

附 則 （令和2年3月18日 四運自公第30号）

1 この実施要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則 （令和4年2月10日 四運自公第16号）

1 この実施要領は、令和4年2月10日から適用する。

附 則 （令和6年3月26日 四運自公第61号）

1 この実施要領は、令和6年4月1日以降に申請を受け付けるものから適用する。

附 則 （令和8年3月25日 四運自公第35号）

1 この実施要領は、令和8年4月1日以降に申請を受け付けるものから適用する。

地方公共団体から運行を受託して行う一般乗合旅客自動車運送事業（地域公共交通会議等案件に限る。）の新規許可の際の法令試験の取扱いについて

1. 法令試験の実施について

一般乗合旅客自動車運送事業の新規許可申請をしようとする者のうち、地方公共団体から運行を受託する予定である者（受託する可能性がある者を含む。）については、新規許可申請書を受理する以前に申請人本人（申請人が法人である場合は、許可後、申請する事業に専従する常勤役員1名を受験者とする。）が法令試験を受験することができる。

なお、別添の法令試験受験申込書兼新規許可申請予定証明書兼法令試験合格証の書面を四国運輸局長あて提出し、法令試験受験の申し込みを受付けることとし、地方公共団体から運行を受託する予定である者かどうかを当該書面で確認する。

2. 事前に受験した場合の申請時の法令試験結果の取扱いについて

法令試験合格証は、合格日の翌日から起算して6か月間有効とし、新規許可申請書の受理時点で合格証が有効であることを確認する。

法令試験受験申込書（一般乗合旅客自動車運送事業：自治体受託用）

四国運輸局長 殿

申込年月日： 年 月 日

私は、_____から運行の委託（予定含む）を受け、一般乗合旅客自動車運送事業の新規許可申請を行う予定であり、_____の申請者本人又は専従の法人役員として業務に従事しますので、法令試験の受験を申し込みます。また、上記の記載内容は事実であることを宣誓します。

申請予定者名： _____ 生年月日： 年 月 日

住所： _____

役職・氏名： 代表取締役 _____

試験通知等送付先： 〒 _____

新規許可申請予定証明書

上記の申請予定者は、_____から運行を委託（予定含む）して新たに一般乗合旅客自動車運送事業を営営するため、四国運輸局長あて新規許可申請を行う予定であることを証明します。

_____ 市町村 担当部署の長 印 _____ 年 月 日

法令試験合格証

上記の者は、_____年 月 日四国運輸局が実施した一般乗合旅客自動車運送事業（地域公共交通会議等案件に限る。）の法令試験において合格したことを証します。

なお、本合格証の有効期限は、_____年 月 日までとする。

_____年 月 日

四国運輸局自動車交通部長 印